

# 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（第2回）

## 議事次第

令和6年5月8日（水）  
14：00～14：30  
W eb会議

(議事次第)

1. 開会
2. 意見交換
3. 閉会

(配付資料)

資料 共通化・デジタル化に係る検討の考え方について

# 共通化・デジタル化に係る検討の考え方について

---

# 経済団体からの意見聴取の結果

## ○ 経済団体へのヒアリングの結果、経済団体から、地方公共団体の調達関連手続について以下の旨の指摘がなされた。

- ・入札参加資格審査の申請項目や申請方法等が地方公共団体ごとに異なることや、申請手続がオンライン化されていないこと、署名・押印が求められることによって、事業者の事務負担が大きくなっている。
- ・このため、申請項目等を共通化するとともに、政府調達関連システムを活用することなどによって、デジタル完結・ワンストップを実現すべき。
- ・このようなDXにより、地方公共団体・事業者双方の事務負担を削減し、生産性を向上することが期待。
- ・その際、小規模事業者には、DXに対応できる経営リソースが少ない可能性。小規模事業者保護の観点からの配慮や支援が重要。

### 項目・申請方法等の共通化に関する意見

#### 現状

- 団体ごとに申請項目・必要書類が異なり、また、申請時期、資格の有効期間等が異なることで、**申請方法の確認や申請事務が煩雑**。
- 必要性が認められない申請項目がある。
- 必要書類が多く、リソースが限られるスタートアップにとって大きな負担。
- 個々の入札において要件の上乗せ（地域要件や過度な実績）を行うことが、新規参入や地域外事業者の参入を阻害。

#### 対応案

- **申請項目等を共通化**するとともに、**簡素化・簡略化**すべき。
- **資格を全国共通**とし、原則として**独自項目を設定しないこと**とすべき。  
⇒ 地域の実情を踏まえ、**必要に応じて独自項目を設定可能**とすべき。  
**小規模事業者保護の観点**から、現状の加点措置は維持されたい。

### システム化に関する意見

#### 現状

- 未だに**署名・押印**、紙媒体での申請（**郵送・持参申請**）などのアナログな手續が多く存在。電子契約を導入している団体も少数。
- 独自システムは、地方公共団体にとっては保守・運営コストを、事業者にとっては個別に対応するための追加コストを生じさせている。

#### 対応案

- デジタル原則に則り、全手續を**デジタル完結**すべき。データ連携により**ワンストップ**を実現すべき。
- 全団体の手續を単一の電子申請プラットフォームで行えることが適当。**政府調達関連システムを活用**することを検討すべき。
- **地域の小規模事業者**にとって、**電子化のメリットは少ない**。また、地域外事業者の受注が増加し、小規模事業者の**受注が難しくなる**おそれ。小規模事業者が入札から排除されないよう留意することが必要。

### 共通化・デジタル化の効果に関する意見

- 事業者の受注コストが低減。**地方公共団体**にとっても、審査・契約に係る事務負担やシステムの保守・運用経費の減が期待。行政サービス向上に資する施策検討等、**注力が必要な事務に人的リソースを集中**させることが可能となる。
- 手續が共通化されることにより、**調達の透明性と公正性の確保**が期待。また、スタートアップ等の新しい主体の参画の促進を期待できる。

# 地方公共団体からの意見

- 令和5年11月に開催した新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第13回）において、調達関連手続の共通化・デジタル化に関して地方公共団体と意見交換を行った。地方公共団体からは、以下のような意見があった。

## 項目等

申請項目等については、地域の実情に応じて定めていることから、一律に共通化すること（地域特有の加点要素を廃止すること）は困難との意見があつた一方、資格審査申請時には地域特有の要件を設けていないため、共通化に大きな障害はないとする意見もあつた。

## 申請方法

申請時期や有効期間等の申請方法については、共通化できるのではないかとの意見があつた。

## システム

共通化しつつ、各団体が個別の申請項目等を設定できるシステムとすることが望ましいとの意見のほか、共通システムの運用に係る体制整備が必要、各団体の意見が反映されにくくなる、小規模事業者への配慮が必要等の意見があつた。

## 項目・申請方法等の共通化に関する意見

- **審査基準等**は、地域の実情に応じて定めていることから、**一律に共通化することは困難**。
- 申請項目の**地域特有の加点要素を廃止することは困難**。区域外業者の参入により、区域内の小規模事業者が落札できなくなることのないよう、区域内の**小規模事業者の受注機会の確保**を重視している。
- 地域の事業者からは、自らが力を入れて取り組んでいること（地域要件等）を評価してほしいとの声がある。現行の申請項目を廃止することは、地域の事業者の理解が得られないおそれ。
- ⇒ **資格審査申請時に地域要件を設けていないため、共通化に大きな障害はない**。**地域要件は、個別の入札の資格として設定**しており、また、総合評価方式の場合に加点要素として申請を求めている。
- 事業者目線に立てば、**必要書類は最小限**にすべき。
- **申請時期や有効期間は、共通化できるのではないか**。

## システム化に関する意見

- 原本を確認する必要のある必要書類を電子化すること、又は写しの有効性を認めることについて整理が必要ではないか。
- **全国共通の項目**を取り入れつつ、各団体が**個別の申請項目の設定や格付、名簿作成等を行うこと**ができるシステムが理想的である。また、共通項目・個別項目を一体的に格付できるシステムを構築する必要。
- 共通審査・個別審査の**体制整備が必要**。また、共通システムが構築された場合、これまで以上に**各団体の意見が反映されにくくなる可能性**（決定事項には従う）。
- コストや人員的な課題により電子化を見送る団体も多い。**共通化は、単独でシステムを整備するよりも安価**となることを理解してもらう必要。
- 事業者へのオンライン申請に係る説明会の実施や共通マニュアルの整備、共通のコールセンターの設置等があると取組が進むのではないか。
- これまで郵送（書面）で申請してきた**小規模事業者がオンライン申請に対応できない**おそれ。書面申請とオンライン申請を併用する必要。

# 検討の目的について

- 地方公共団体の調達関連手続については、申請項目や申請方法等が地方公共団体ごとに異なっており、また、電子化・オンライン化が進んでいない。これによって、特に、複数の地方公共団体に申請等を行う事業者において事務負担が大きくなっている、地方公共団体においても、紙媒体での審査・契約に係る事務負担が大きくなっていると考えられる。
- 総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用を助言するとともに、電子化・オンライン化を促してきたが、この標準項目等の活用状況（標準様式の導入・申請システムへの反映）については、令和4年7月時点で101団体（導入予定又は導入について検討中としている団体は1,311団体）となっている。地方公共団体からは、独自に追加する必要のある項目等が多数にのぼる等の意見もある。
- 他方で、急速な人口減少によって、人材不足が深刻化するなど経営資源が制約される中で、地方公共団体においては、職員等のリソースを政策の企画立案やプッシュ型のサービス提供等の創意工夫をする業務にシフトさせていくことが必要。また、事業者においても、デジタル技術を活用することなどにより、個々の事務に必要な時間を短縮し、生産性を向上させることが重要となっている。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体の調達関連手続についても、申請項目等の更なる共通化及び申請方法の共通化を図るとともに、デジタル化を進めることによって、地方公共団体・事業者双方の事務処理の効率化を図り、業務改善により生まれた人的リソースの創意工夫をする業務への活用につなげていく必要があるか。
- このためには、調達関連手続について、引き続き、機会均等、公正性、経済性等を確保しつつ、地方公共団体が地域の実情を踏まえた契約を締結できるようにした上で、
  - ・ 事業者が、複数の地方公共団体に対して、一度にオンラインで申請等をすることができるようにし、提出する資料等も最小限とする必要があるか。
  - ・ 地方公共団体においても、当該手続に係る事務を電子的に処理できるようにする必要があるか。
  - ・ その際、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の趣旨も踏まえ、地域の小規模事業者の受注機会が失われることのないよう留意する必要があるか。
- この実現に向けた検討を行うに当たって、あらかじめ、検討の指針となる考え方を整理することとしてはどうか。

# 検討の指針となる考え方について①

## 地方公共団体の入札・契約制度

- 地方公共団体が締結する契約については、**機会均等、公正性、経済性等を原則**とし、これを確保する観点から、契約締結の方法などの骨格をなす基本的事項については、地方自治法や地方自治法施行令等で規定。
- その上で、契約締結の方法の詳細については地方公共団体の規則等に委ねることにより、**地方公共団体が、地域の実情を踏まえつつ、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、契約を締結することを可能としている。**

## 地方公共団体の事務処理の原則

- 地方自治法において、地方公共団体の事務処理に関し以下のとおり定められている。
  - ・ その事務を処理するに当たっては、**最少の経費で最大の効果**を挙げるようにしなければならない。
  - ・ 常にその組織及び**運営の合理化に努める**とともに、**他の地方公共団体に協力**を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

- ▶ 引き続き、地域の小規模事業者をはじめとする様々な事業者の**競争への参加機会を確保**するとともに、**地方公共団体が、地域の実情を踏まえて、契約の種類等に応じて当該団体にとって最も適当な者と契約を締結**（地域の実情に応じた資格審査基準・資格設定等）できるようにすることが必要。
- ▶ 他方で、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、最少の経費で最大の効果を挙げることや、運営の合理化を図る観点から、**競争参加機会の確保や地域の実情に応じた契約締結を妨げない範囲で、手続の共通化やデジタル化**の取組を進めることができることが求められているのではないか。

# 検討の指針となる考え方について②

## 考え方 1 申請項目等・申請方法の共通化

- 地方公共団体が、地域の実情を踏まえて当該団体にとって最も適当な者と契約を締結できるようにすることを妨げない範囲で、入札参加資格審査申請の申請項目等の更なる共通化及び申請方法の共通化を図る（地方公共団体の意見を十分に反映した上で、共通の申請項目等や申請方法を定め、国の法令において規定する方法又は技術的な助言を行う方法により、各地方公共団体において共通の申請項目等や申請方法を導入する）ことが適当であるか。

- ① 連絡先等のような事業者の適正性の審査や格付けに関する申請項目等については共通化を図ることとするか。
- ② 事業者の適正性の審査や格付けに関する申請項目等のうち、一定数の地方公共団体が設定しており、かつ、入札参加資格審査申請時に提出を求める必要があるものについては、提出を求めるか否かを各団体が選択できる項目等として共通化を図ることとするか。
- ③ その他、地方公共団体が地域の実情に応じて設定する必要のある申請項目等については、必要最小限の範囲で各団体が独自に設定できるようにすることが適当であるか。
- ④ 申請方法（申請時期・受付期間・受付方法等）については、地方公共団体の入札参加資格審査事務の実態を踏まえつつ、共通化を図ることとするか。

## 考え方 2 審査体制の共同化

- 申請項目等や申請方法の共通化を図ることに合わせて、各地方公共団体の地域の実情に応じた入札参加資格審査（各団体における申請内容に応じた格付け等）を妨げない範囲で、**共通する申請受付事務・審査事務の共同化の取組を進めることが考えられるか。**
- この取組の進め方として、地方公共団体において進められている都道府県等単位での共同受付の取組を全国的に横展開していく方法が考えられるか。

# 検討の指針となる考え方について③

## 考え方3 調達関連手続（入札参加資格審査等）のデジタル化

- 地方公共団体・事業者双方の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、地方公共団体の共同での**調達関連システムの導入を進めることが考えられるか。**
- この導入の方法として、地方公共団体において進められている都道府県等単位で共通システムを整備する方法を全国的に横展開していく方法のほか、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法によることも考えられるところ、**システム整備の単位についてどのように考えるか。**
- その際、システム整備・運用に係る地方公共団体の財政的・人的コスト、事業者の利便性、審査・運用体制をどのようにするか、地方公共団体の個々の意見の反映のしやすさ、地域の実情に応じた資格審査のしやすさ等の観点から議論することが考えられるか。
- また、国における情報連携の基盤整備の進捗等の動向も踏まえながら、**署名・押印の見直し**を更に進めるとともに、**デジタル完結**（郵送・対面等を求めない）、**ワンストップ化**（システム間連携）を**目指すことが考えられるか。**

## 考え方4 様々な事業者の競争への参加機会の確保

- 共通化・デジタル化の検討については、様々な事業者の競争への参加機会を確保する観点から、**地域の小規模事業者への配慮に留意して進める必要があるか**（書面での申請を排除しない等）。